

# 全国書誌通信

No. 80

1991.11.28

国立国会図書館

(『印刷カード通信』の改題)

## 業務機械化 20 年

千代正明

コンピュータ及び通信技術の進歩・普及によって、今や高度情報社会が現実的な姿を見せつつある。「最近のお客さんは、自分で旅行を組み立て、チケットを買うときだけ旅行会社を利用する」そうである。言い換えれば、高度情報社会とはこのように消費者がプロになる時代かも知れない。「違いのわかる賢い消費者の時代」となってきたのである。

国立国会図書館における情報システムの構築においてもしかりである。現場すなわちエンドユーザーが「違いのわかる賢い利用者」として登場してきた。彼らの主導の下にシステムが開発されるのは、当たり前といえばそれまでであるが、このようなプロとしてのユーザーの出現はここ数年のことである。機械に関する知識のある無しにかかわらず、システムの設計段階において、要求すべきことを積極的に主張し始めたのである。

問題はこのユーザーの要求を満足させること、いわゆる部分最適を追求することと、当館業務機械化の全体構想とがいかにか整合性を保つかにある。昨今の厳しい財政状況の下では、この整合性は一層重要となる。時代を常に先取りした全体構想が求められる所以である。その意味で、オーストラリア国立図書館が機械化に限らずその戦略プランを、3年目ごとに5年計画として練り直しているのは興味深い。

因みに、当館業務機械化室においても、20年の実績を踏まえ、新しい時代に即応した構想作りを急ピッチで進めている。このプランのキーワードは「ネットワーク」である。大方の資料のデータベース化が曲がりなりにも軌道に乗った現在、国内はもとより世界の図書館との緊密な協力関係をいかに発展させるかが課題となる。我が館が高度情報社会の一翼を担えるかどうかは、その成否にかかっている。言うまでもなく全国書誌の機械可読版-JAPAN/MARCのそこで果たす役割は大きい。

(総務部情報処理課長)

目	次
団体名著者標目の形式選択基準 .....	2
記述目録業務点描 <sup>1)</sup> .....	13
「件名標目表」刊行のお知らせ .....	16

# 団体名著者標目の形式選択基準

著者標目のうち団体名の形式の決定は、昭和54年10月に刊行された『国立国会図書館「日本目録規則」適用細則』第2版の条項3.3.2.2に従っているが、以下の基準はそれを敷衍したものである。

## 1. 統一標目（細則3.3.2.2.1(1)）

団体名は、原則としてその団体の出版物に多く表示されている形を統一標目とする。

- a. 正式名称、略称等の複数の名称を使用する団体は、いずれかの名称を統一標目として採用し、採用しなかった名称から参照を行う。

〔例〕 農文協 → 農山漁村文化協会

- b. 同一の団体であることが明確である場合は、表記の微細な変更があってもそのつどの標目の新設は行わず、典拠形を標目とする。

〔例〕 武蔵国分寺遺跡調査団 → 武蔵国分寺遺跡調査会

## 2. 冠称のある団体（細則3.3.2.2.1(1)注）

- a. 団体名の冒頭にあつて、その団体の法人組織、創立の趣旨等を表示する部分は省略する。

（財団法人、社団法人、宗教法人などの法人名、株式会社、有限会社などの会社の種別、協同組合、専門学校など。）

〔例〕 恩賜記念上野公園 → 上野公園

社団法人日本図書館協会 → 日本図書館協会

船員保険会大阪船員保険病院 → 大阪船員保険病院

- b. 団体の性格を表現する冠称をもつ団体で、冠称を省略すると団体の性格が不明確となるような場合は、冠称を付して標目とする。

〔例〕 陸軍軍医学校第二十三期みどり会

長藤老人クラブ長生会

- c. 組織上関連する2以上の固有名を併記する団体は、著作に直接的な責任をもつ固有の団体名を標目とする。

〔例〕 京都聴覚言語障害者福祉協会重度身体障害者授産施設いこいの村栗の木寮

→ いこいの村栗の木寮

## 3. 名称の変更（細則3.3.2.2.1(2)）

団体の名称に変更があつた場合は、それぞれの著作当時の名称を標目とする。組織の同一性を保持している場合は、相互参照を行う。

〔例〕 東京大学 ↔ 東京帝国大学

大阪通商産業局 ↔ 近畿通商産業局

## 4. 団体の内部組織（細則3.3.2.2.1(3)）

団体の内部組織は、6に規定する国の行政機関等を除いて、その団体の名称を標目とする。

〔例〕 日本建築学会建築計画委員会 → 日本建築学会

日本社会党上田総支部 → 日本社会党

（注） ただし、1985年以前から継続して出版されている継続出版物については、内部組織を含

めた名称を標目として継承する。(この場合にも、副標目を示す記号(ピリオド)は使用しない。)

〔例〕 最高裁判所事務総局

#### 5. 同名異団体(細則3.3.2.2.2)

同名異団体は、所在地、創立年を付記して区別する。所在地、創立年等の付記事項は、いずれか識別しやすいものを採用する。

〔例〕 経営実務研究会(1983年)  
日本史研究会(京都大学内)

(注) 同名異団体の付記事項は、読みのサブフィールドにおいても漢字形を使用する。

#### 6. 国の行政機関(細則3.3.2.2.3(1))

a. 行政官庁本省の内部部局は局まで、外局の内部部局は部までを標目とする。内部部局の部課名で表記され、局名を省略している場合は省名を標目とする。

〔例〕 法務省民事局  
気象庁観測部  
大蔵省保険部 → 大蔵省(「大蔵省銀行局」とはしない)

b. 行政官庁の大臣官房は省庁名を標目とする。

〔例〕 労働省大臣官房 → 労働省

c. 「内閣総理大臣官房」は「総理府」を標目とする。

d. 組織の名称としての事務局を除き、事務局は下部組織とみなし、機関名を標目とする。

〔例〕 国土庁中央防災会議事務局 → 国土庁中央防災会議

e. すでに廃止された行政機関は現行の行政機関に準じて扱う。

〔例〕 陸軍省、海軍省、関東庁、樺太庁、朝鮮総督府

f. 職名での著作は所属団体名を標目とする。

〔例〕 工業技術院産業公害研究調整官 → 工業技術院

g. 厚生省、文部省等が主管する特定問題に関する研究班は主管する省庁名を標目とする。

〔例〕 厚生省特定疾患免疫不全症候群調査研究班 → 厚生省

#### 7. 国の行政機関の付属機関(3.3.2.2.3(2))

国の行政機関の付属機関は、研究所、研修所、試験場、センター、大学校、審議会、審査会、院、事務局等のさまざまな名称をもつ。内部組織に属するか、付属機関かは国の行政組織図を参考にする。

a. 国の行政機関の付属機関は、その名称を標目とし、冒頭に所轄行政機関名が表記されているも、所轄する行政機関名は原則として省略する。

〔例〕 建設省国土地理院 → 国土地理院

b. 付属機関名だけで特定できにくい場合や主に所轄行政機関名を付した名称で知られている場合には、所轄行政機関名を丸がっこに入れて付記する。

〔例〕 農林水産省農業技術研究所 → 農業技術研究所(農林水産省)

c. 国の行政機関の付属機関の内部組織は付属機関名を標目とする。

〔例〕 経済審議会構造調整部会 → 経済審議会

d. 国の行政機関の付属機関に付属する支所、支部等は付属機関名を標目とする。

〔例〕 農林水産省熊本畜種牧場阿蘇支場 → 熊本畜種牧場(農林水産省)

8. 国の行政機関の出先機関（細則 3.3.2.2.3）

- a. 国の行政機関の出先機関（地方支分部局）は、その名称を標目とし、情報源の表記の冒頭に所轄行政機関名が表記されていても、所轄する行政機関名は省略するか、もしくは必要に応じて丸がっこで付記する。ただし、行政機関の出先機関は、出先機関名のみで特定できる場合が多いため、原則として所轄機関名は付記しない。

〔例〕 三条労働基準監督署

林野庁秋田営林局 → 秋田営林局

- b. 国の行政機関の出先機関の内部組織は出先機関名を標目とする。

〔例〕 高松刑務所総務部 → 高松刑務所

- c. 国の行政機関の出先機関に付属する付属機関は、出先機関名を標目とする。

〔例〕 関東農政局茨城統計情報事務所 → 関東農政局

9. 在外公館

在外公館は、国名につづけて「大使館」「領事館」等の機関名を付した形を標目とし、その所在国または所在地を付記する。国名は、『日本目録規則 1965年版』の国名標目表に採用されている国で、国名に変更がない場合は、『1965年版』の国名標目表の国名を採用する。

- a. わが国の在外公館

〔例〕 日本領事館（在スラバヤ）

日本大使館（在アメリカ合衆国）

- b. 外国政府の在外公館

〔例〕 アメリカ合衆国大使館（在日本）

フランス大使館（在日本）

10. 国の立法機関および司法機関（細則 3.3.2.2.4）

国の立法機関および司法機関は、その名称を標目とする。

A 立法機関

- a. 国会は衆議院、参議院をそれぞれ標目とする。

〔例〕 第102回国会衆議院 → 衆議院

- b. 両院の委員会は衆議院、参議院をそれぞれ標目とする。

〔例〕 参議院予算委員会 → 参議院

- c. 両院の事務局、法制局は衆議院、参議院をそれぞれ標目とする。

〔例〕 衆議院法制局 → 衆議院

- d. 国立国会図書館は国の行政機関に準じる。

〔例〕 国立国会図書館専門資料部

- e. 帝国議会は衆議院、貴族院、枢密院をそれぞれ標目とする。

B 司法機関

- a. 裁判所は、その名称を標目とする。

〔例〕 最高裁判所

東京地方裁判所

大審院

- b. 裁判所の内部組織は裁判所名を標目とする。

〔例〕 最高裁判所事務総局 → 最高裁判所

11. 政府関係機関（細則 3.3.2.2.5）

政府関係機関とは、政府関係特殊法人、公団、事業団等をいう。

- a. 政府関係機関はその名称を標目とする。

〔例〕 阪神高速道路公団

- b. 政府関係機関の内部組織は、政府関係機関名を標目とする。ただし、政府関係機関の付属機関のうち、独立性の高いセンター等についてはその名称を標目とすることもできる。その場合は政府機関名を冠した名称を標目とする。

〔例〕 国際協力事業団国際協力総合研修所 → 国際協力事業団  
日本貿易振興会海外経済情報センター

- c. 民営移管後の旧政府関係機関の出先機関は、従来の標目との整合性の確保とその公共性から出先機関名を標目とする。

〔例〕 N T T 糸魚川電報電話局 → 糸魚川電報電話局

- d. 国際協力事業団、海外技術協力事業団等の政府関係機関が事業の一部として実施する調査団派遣団等は、実施団体の名称を標目とする。

〔例〕 タイ王国環境研究研修センター基礎調査団 → 国際協力事業団

12. 地方公共団体（細則 3.3.2.2.6(1)）

- a. 東京都は中央官庁に準じる（6-a 参照）。東京都には機構上、局相当の室があるので、それらは室までを標目とする。

〔例〕 東京都民政局  
東京都広報室広報部普及課 → 東京都広報室  
東京都企画審議室調査部 → 東京都企画審議室

- b. 道府県および市は、その名称を標目とする。

〔例〕 大阪府

- c. 道府県および市の内部部局は、道府県、市の名称を標目とする。

〔例〕 富山県土木部 → 富山県  
横浜市企画財政局 → 横浜市

- d. 同名の市については、都道府県名を丸がっこで付記する。

〔例〕 府中市（東京都）  
府中市（広島県）

- e. 町、村、郡はその名称を標目とし、都道府県名を丸がっこで付記する。

〔例〕 大社町（島根県）  
木島平村（長野県）  
南葛飾郡（東京都）

（注） 郡の名称が付記された町村名は、新規の標目を設ける時は町村名を省略して標目とするが、過去に確立した標目形については、継続物に限ってその標目形を採用する。継続物以外の場合は新たな標目を設ける。

〔例〕 狛江村（東京都北多摩郡）（継続物）  
狛江村（東京都）（非継続物）

- f. 支庁は都道府県名を冠した名称を標目とする。

〔例〕 上川支庁 → 北海道上川支庁

g. 区は、東京都の特別区については東京都を冠した名称を標目とするが、特別区以外の区については地方公共団体名を標目とする。

〔例〕 千代田区 → 東京都千代田区  
横浜市港南区 → 横浜市

h. 地方議会は地方公共団体名を冠した名称を標目とする。

〔例〕 東京都議会  
香川県土庄町議会 → 土庄町議会（香川県）  
港区議会 → 東京都港区議会

i. 警察本部、消防本部は、地方公共団体名を冠した名称を標目とする。

〔例〕 富山市消防本部  
京都府警防犯部 → 京都府警察本部

j. 役所、役場の名称は標目として採用しない。

〔例〕 高槻市役所 → 高槻市

13. 地方公共団体の附属機関および出先機関（細則 3. 3. 2. 2. 6 (2)）

a. 地方公共団体の附属機関および出先機関は、原則として地方公共団体名を冠した名称を標目とする。

〔例〕 京都府労働経済研究所  
北見林務署 → 北海道北見林務署

b. 地方公共団体の附属機関および出先機関で、管轄部局名が表記されているものは、管轄部局名を省略して標目とする。

〔例〕 東京都墨田区商工対策室すみだ中小企業センター → 東京都墨田区すみだ中小企業センター

c. 地方公共団体の設置による病院は、病院名を標目とし、丸がっこで地方公共団体名を付記する。

〔例〕 県立広島病院 → 広島病院（広島県立）

d. 地方公共団体の設置による教育機関については、教育施設（14～16）を参照。

14. 大学（細則 3. 3. 2. 2. 7 (1), 3. 3. 2. 2. 7 (2)）

a. 大学はその名称を標目とする。

〔例〕 早稲田大学

b. 大学の学部、学科は、大学名を標目とする。

〔例〕 東京大学工学部土木工学科 → 東京大学

c. 大学の学部、学科付属の研究会や大学内の教科としてのゼミナールは大学名を標目とする。

〔例〕 流通経済大学社会学部障害者教育問題研究会 → 流通経済大学  
京都精華大学美術学部マンガ専攻佐川ゼミ → 京都精華大学

d. 大学、学部、学科名等を冠した有志によるグループは、そのグループ名を標目とする。

〔例〕 神戸大学医学部ドイツ語研究会

15. 大学に付属または付置する教育施設等（細則 3. 3. 2. 2. 7 (3)）

大学に付属または付置する学校、図書館、博物館、研究所、試験所（場）、病院等は、一般によく知られている名称を標目とする。

- a. 大学付属の小・中・高等学校については、大学名を冠して標目とする。  
〔例〕 日本女子大学附属豊明小学校
- b. 大学の学部付属施設のうち、独立性の高い研究所、試験所（場）、センター等はその名称を標目とする。  
〔例〕 京都大学理学部附属地磁気世界資料解析センター
- c. 大学の学部付属図書館は、大学図書館名を標目とする。  
〔例〕 東京大学法学部附属図書館 → 東京大学附属図書館

#### 16. 地方公共団体が設置する教育機関、施設等

- a. 地方公共団体の教育委員会はその名称を標目とする。村・町の教育委員会は都道府県名を丸がっこで付記する。  
〔例〕 東京都教育委員会  
中野区教育委員会 → 東京都中野区教育委員会  
八戸市教育委員会  
横田町教育委員会 → 横田町教育委員会（島根県）
- b. 教育庁は教育委員会を標目とする。  
〔例〕 京都府教育庁 → 京都府教育委員会
- c. 地方公共団体が設置する小・中・高等学校は、設置自治体名を冠せずに特定できる固有の名称をもつ学校名については、学校名を標目とし、設置自治体名を丸がっこで付記する。序数詞、方位詞ではじまる学校名については、設置団体名を冠した名称を標目とする。  
〔例〕 高山市立東山中学校 → 東山中学校（高山市立）  
世田谷区立新星中学校 → 新星中学校（東京都世田谷区立）  
田辺市立田辺第一小学校 → 田辺第一小学校（田辺市立）  
都立西高等学校 → 東京都立西高等学校  
宮城県第二女子高等学校
- d. 地方公共団体が設置する図書館、博物館、美術館、資料館、郷土館等の教育施設は、前項の公立学校に準じて標目とする。  
〔例〕 都立中央図書館 → 東京都立中央図書館  
松濤美術館 → 松濤美術館（東京都渋谷区立）
- e. 公民館は慣例により情報源に表記された名称を標目とし、自治体名の付記は行わない。  
〔例〕 宇井公民館  
盛岡市中央公民館

#### 17. 私立の教育関係機関

私立の教育関係機関については、その団体が用いる名称を標目とする。

- 〔例〕 早稲田中学校  
さゆり幼稚園  
電子開発学園

#### 18. 外国の団体（細則 3.3.2.2.8(1)）

外国の団体は、わが国慣用の日本語形の名称を標目とする。わが国慣用の日本語形の名称がないときは、図書に表示されている日本語形の名称を標目とし、必要に応じて所在地名等を丸がっこに入れて付記する。

- a. わが国慣用の日本語形の名称とは、参考資料において多く用いられている名称をいう。

〔例〕 米国図書館協会 → アメリカ図書館協会

- b. 所在地等の付記は、同名異団体が存在するか、もしくは所在地の付記がなければ識別が困難な場合に行うが、それ以外の場合は特に付記は行わない。

- c. 日本語形の表示があるときは日本語形を標目とし、原綴形しか判明しないときは原綴形を標目とする。（主要情報源に限らず、図書のいずれかに日本語形の表記がある場合、日本語形を標目として採用する。）原綴形を標目とする場合、原則として冒頭の冠詞は省略する。

〔例〕 アメリカ歯周病学会 （表示形は The American Academy of Periodontology.  
本文中に日本語名称あり）

#### 19. 外国の政府機関（細則 3.3.2.2.8(2)）

外国の政府機関等は、国名、連邦加盟共和国名、州名、邦名、都市名を冠した名称を標目とする。国名を冠する標目の国名の形式は、国名は、『日本目録規則 1965年版』の国名標目表に採用されている国で、国名に変更がない場合は、『1965年版』の国名標目表の国名を採用する。

〔例〕 米、アメリカ → アメリカ合衆国

英、英国 → イギリス

豪州、オーストラリア連邦 → オーストラリア

（注） 政府機関以外の国名を冠する団体は、慣用の名称か、それが不明の場合は図書に表示された名称を標目とする。

〔例〕 米国医学学士院 （アメリカ合衆国医学学士院とはしない）

- a. 外国の行政機関の内部組織については、省もしくは省と同レベルの庁、部までを標目とする。

〔例〕 米国商務省標準局 → アメリカ合衆国商務省

- b. 外国の行政機関の付属機関もしくは独立性の高い機関は、行政機関名は採用せず、その機関名に国名を冠して標目とする。

〔例〕 インドヒンディー語会 （インド教育文化省とはしない）

- c. 外国の議会は、国名を冠した名称を標目とする。議会内の委員会、事務局は議会名を標目とする。

〔例〕 米国下院 → アメリカ合衆国下院

米上院外交委員会 → アメリカ合衆国上院

- d. 外国の州、都市の内部組織は、州名、都市名を標目とする。

〔例〕 上海市衛生局 → 上海市

#### 20. 国際団体（細則 3.3.2.2.9）

国際的に組織された連盟、学会、協会等は、わが国慣用の名称を標目とする。正式な翻訳名と略称やアクリロムが同程度に使用されている場合は、正式な翻訳名を標目として採用する。その場合、略称等から標目形に「を見よ」参照する。いずれが正式名か判明しない場合は、主要情報源に表記された名称をそのまま標目とする。

〔例〕 国連 → 国際連合

O E C D → 経済協力開発機構

#### 21. 株式会社等の会社組織

- a. 会社名の冒頭に冠する株式会社等の冠称は省略する。

〔例〕 株式会社東芝 → 東芝



- b. 会社名に後続して記される株式会社は標目形に含める。新聞社、出版社については、慣例として正式名称が株式会社であっても、株式会社を省略して表記されることが多い場合、株式会社を省略して標目とすることができる。

〔例〕 明治製菓株式会社

〔例〕 日外アソシエーツ (正式名：日外アソシエーツ株式会社)

- c. 会社の内部組織、支社、付属施設は会社名を標目とする。

〔例〕 久保田鉄工株式会社教育部 → 久保田鉄工株式会社

中部電力株式会社飯田支社 → 中部電力株式会社

松下電器音響研究所 → 松下電器産業株式会社

- d. 系列の会社は系列会社名を標目とする。

〔例〕 山形日本電気株式会社 (日本電気株式会社とはしない)

- e. 会社のグループ名、関連会社の集合名はその名称を標目とする。

〔例〕 三光グループ

中谷関連会社 (運送会社を中心とする8社の集合名)

## 22. 宗教団体

- a. 宗教団体の宗派の名称は、宗派が教団として団体の性格をもつ場合、標目として採用する。

〔例〕 世界救世教

霊友会

- b. 宗教団体の宗派の宗務所は標目とする。ただし、社寺の社務所は社寺名を標目とする。

〔例〕 真宗大谷派宗務所

三峰神社社務所 → 三峰神社

- c. 寺院は寺院名を標目とし、寺院名に冠する宗派名、山号、親寺名は省略する。

〔例〕 大谷派築地別院 → 築地別院

妙円山影照寺宝光院 → 宝光院

- d. 同名異寺(社寺)は所在地を丸がっこで付記する。

〔例〕 東本願寺 (京都市)

生田神社 (神戸市)

- e. キリスト教の教会については、旧教の教会は表記された形式の名称を標目とするが、新教の教会で、合同の教団である日本基督教団に所属する教会については、日本基督教団を冒頭に冠して標目とする。(日本基督教団の基督(キリスト)の表記については、それぞれの教会が出版物に表記する形による。)

〔例〕 カトリック松原教会

木造教会 → 日本キリスト教団木造教会

## 23. 政党

- a. 政党の名称は正式名を標目とする。

〔例〕 自民党 → 自由民主党

- b. 政党の県本部、支部等は政党名を標目とする。

〔例〕 自由民主党北海道支部連合会 → 自由民主党

- c. 政党の内部組織、付属機関は標目としない。

〔例〕 自由民主党政策審議会 → 自由民主党

日本共産党中央委員会 → 日本共産党

- d. 政党の関連組織であるが、組織上別組織であると見なしうる団体については、関連する政党と別に標目とすることができる。

〔例〕 日本社会党東京都議会議員団

## 24. 労働組合

- a. 労働組合の名称は正式名を標目とする。

〔例〕 連合 → 全日本民間労働組合連合会  
総評 → 日本労働組合総評議会

- b. 労働組合の関連組織であるが、組織上別組織であると見なしうる団体については、略称を標目とすることができる。

〔例〕 総評本部OB会

- c. 労働組合の単組が刊行する出版物については、上部団体名を冠して表記されていても、上部団体名は省略し単組名を標目とする。上部団体名を省略すると、団体の名称として成り立たなくなる組合名については、上部団体名を冠して標目とする。その場合は、上部団体名は略称のまま標目とする。

〔例〕 合化労連日本硝子繊維労働組合 → 日本硝子繊維労働組合  
全日自労建設一般労働組合

- d. 組合の支部、分会は組合名を標目とする。

〔例〕 全港湾関西地方建設支部 → 全日本港湾労働組合

- e. 単組の連合体の性格の強い全国的な労働組合を上部組織とする労働組合で、地方本部、支部等の名称を用いていても、著作の責任の所在が地方本部等にあると見なしうる労働組合については、地方本部等の名称を標目とすることができる。

〔例〕 自治労千葉県本部（全日本自治体等労働組合協議会とはしない）

## 25. 会議名

- a. 「会議」という語を含んだ常設の団体名は標目とする。

〔例〕 農林水産技術会議

- b. 常設の団体が主催して開催する会議、団体の内部で開催される会議は、主催団体名を標目とする。

〔例〕 日本労働教育研究所指導者行動会議 → 日本労働教育研究所

- c. 会議、会合、集会の特定の名称は標目としない。

## 26. 新聞

- a. 新聞社名が新聞名と同一である場合は新聞社名を標目とする。

〔例〕 毎日新聞外信部 → 毎日新聞社

- b. 新聞社の地方本社名は、新聞社名を標目とする。

〔例〕 朝日新聞大阪本社 → 朝日新聞社

- c. 新聞の連載記事の編さん物、年鑑等、新聞社が執筆、編さん上の責任を有する出版物については、著者表示に記載されていなくても出版事項から新聞社を標目とする。

- d. 新聞名が発行団体名と異なる場合、新聞編集部を標目とする。

〔例〕 日経産業新聞編集部（日本経済新聞社刊）

## 27. 雑誌、叢書

- a. 雑誌名は雑誌の編集部を標目とする。ただし、出版社名を冠した雑誌名については、出版社を標目とすることができる。

〔例〕 「家庭画報」編 → 家庭画報編集部  
角川「短歌」編 → 角川書店

- b. 文庫、新書等の叢書の編集部は、叢書を刊行する出版社名を標目とする。

〔例〕 岩波文庫編集部 → 岩波書店

## 28. 調査団、視察団、探検隊等

- a. 調査、研究、視察などを目的として一時的に組織されたグループのうち、独立した性格をもつ団体は標目とする。

〔例〕 京都大学西イリアン学術探検隊

- b. 調査等が実施機関の事業の一部として組織されたグループは、調査等の実施機関名を標目とする。

〔例〕 全国青年税理士連盟欧州商法事情視察団 → 全国青年税理士連盟

- c. 継続して実施され、回次を伴う調査団等は、調査団等の名称を標目とし、必要に応じて回次を丸がっこで付記する。

〔例〕 松代大本営学術調査団（第1次）

## 29. 図書館、資料室、資料館

- a. 大学付属の図書館は大学名を冠して標目とする。（14. 参照）学部、学科付属の図書館は大学図書館名を標目とする。

〔例〕 東京大学経済学部図書館 → 東京大学附属図書館

- b. 地方公共団体の設立する図書館は、図書館の固有名を標目とし、図書館の固有名に設置自治体名を含まない場合は、設置自治体名を丸がっこで付記する。（16. 参照）

〔例〕 福島県立図書館  
東京都立立川図書館 → 立川図書館（東京都立）

- c. 会社の資料室等の民間団体の資料室等は、資料室等の設置団体を標目とする。

〔例〕 全国農協中央会共同組合図書資料センター → 全国農業協同組合中央会

## 30. 団体内の、もしくは団体に関連した有志グループ

### A. 学校関連

- a. 学校に関連した有志のグループは学校名を標目とせず、学校名を冠したグループ名を標目とする。

〔例〕 川上中学校理科クラブ  
成瀬台中学校PTA  
新宮高等学校同窓会

- b. 公立学校関連のこれらのグループについては、学校を設置した自治体名を省略して標目とする。ただし、設置自治体名がなければ識別できない学校（方位詞、序数詞を名称とする学校）は、設置自治体名を冠して標目とする。

〔例〕 福井県立大野高等学校同窓会 → 大野高等学校同窓会  
沖縄県立第一中学校五十一期同期会

- c. ゼミ有志、生徒、学生、学年、クラスなど、学校の教育過程の一部と見なすか学校とは別の

有志グループと見なすか判断が困難な場合も多いが、授業の一環として行われたものは学校名を標目とする。

B. 官庁組織関連

- a. 官庁組織内の研究会は研究会名を標目とし、所属官庁名を丸がっこで付記する。  
〔例〕 法務省刑事局内外国法令研究会 → 外国法令研究会（法務省刑事局内）
- b. 官庁組織の職員として表示されたものはそのまま標目とする。  
〔例〕 法務省民事局第四課職員

C. 会社関連

- a. 会社内の研究会、調査会などのグループは、その研究会等が会社の業務として活動している場合は会社名を標目とし、会社を離れ、有志のグループとして活動している場合は、グループ名を標目とする。  
〔例〕 毎日新聞社人口問題調査会 → 毎日新聞社  
ダイエー流通研究会

31. 標目としない団体名

- a. 特定の本を刊行するための編集・編さん・刊行委員会は標目としない。ただし、必要に応じてこれらの委員会を設けた団体名を標目することができる。
- b. 講演会、シンポジウム、セミナー、講座は原則として標目としない。ただし、必要に応じて主催団体を標目とすることができる。
- c. 展覧会名、展示会名は標目とせず、必要に応じて展覧会等に出品された作品の作者を標目とする。  
〔例〕 谷内六郎展覧会 → 谷内六郎

32. 団体標目全体に係わる問題

- a. 団体標目中の記号類は、省略によって識別が困難になる場合を除き、原則として省略する。  
〔例〕 「トリガー」編集部 → トリガー編集部
- b. 外国の団体名のうち欧文原綴形の団体名は末尾にピリオドを付す。  
〔例〕 American Society for Microbiology.

(図書部図書整理課)

## 記述目録業務点描

当館の全国書誌は、図書データについては二つの部にまたがって作成している。ごく大雑把に言えば、書誌記述部分は、収集部国内資料課が、そしてアクセスポイントについては図書部図書整理課が担当していると理解していただいよ。

今回は、国内資料課の実務担当者から寄せられた記述目録業務にまつわるちょっとおもしろい話や苦労話を集めて紹介してみたい。この課では26名の職員が昨年度約8万点の図書を処理した。その仕事内容は、具体的には、和図書の整理区分に関するこ、その書誌記述および入力データの基本的事項の記載に関するこを主につかさどり、作業の済んだ資料を次の図書部図書整理課に受渡している。納本図書館なので、ハードカバーの時に目録を作ったのと同じ著作の文庫本の目録を再度作成することもあるし、すでに出版社から納本されている図書と同じものが著者から寄贈されればそれも処理することになる。作成済みデータの複本が15パーセント（複本処理のみ行う）、加工して使えるセットものや改訂版が20パーセントもあるので、お隣の収集課が行う収集のための重複調査とは別に、目録作成前の重複調査は欠かせない。そのためのツールを維持することも重要な業務となっている。

### <セクション>

当館にはセクションオフィサーと呼ばれる人がいます。このセクションオフィサーというのは、当館のモデルとなったLC（米国議会図書館）の用語で、納本や寄贈や購入等で受入れた資料の最終的な排架先（和書か洋書か、図書か逐次刊行物か等）の決定、目録の詳細度、処理の優先度等の決定を行う役職で、長い経験と資料に対する高い識見が要求されます。

ちょっと昔、一人のセクションオフィサーがいました。いつも難しそうな顔をして、目録の詳細度を決定するための資料の仕分け（当館ではこれを整理区分と呼んでいます）をしておりました。同じころカタログの見習いが三人、重複調査をしておりました。整理区分は、A整理（丁寧）からE整理（大胆に簡略）までありますが、いわゆる“女の子”の写真集は、A整理を指定されるものと、B整理を指定されるものがありました。ある日見習いの一人が言いました。「この写真集とこっちの写真集どう違うのかしら」「こっち（B整理）の方が、ちょっと余分に足が露出しているような気がする」ともう一人が言いました。「でもこの前はこれと違ったような気がする…」どう考えても違いがわからなかったので、思い切ってセクションオフィサーに聞いてみました。すると、彼は「それはねえ、ボクの好みなんだよ」と真白い歯でニカッと笑いました。こうしてとりあえず一つの謎はとけたわけです。が、果してそんなものでいいのかという素朴な疑問も、さることながら、セクションオフィサーの個人的な女の子の好みなものが新たな話題となったのでした。（R）

注）当館の整理区分の詳細についてはこのセクションオフィサーが本誌No.76の2～8ページに解説しております。

### <24条>

記述にも流行があると言ったらおかしいかもしれませんが、昔と今のデータを比べると、変わってきているなどと思います。特に本書名のとり方は、変わっています。今はなるべく1冊1冊個別にとっていますが、昔のは資料の種類毎に判断して省力化のためかなり大胆にまとめどり（一括記入）したものもあります。その名残をもろにひきざっているのが官庁から納本された出版物（国立国会図

書館法第24条に定められているため通称24条と呼ばれているもの)です。表紙の大きなタイトルの上のすみにある小さな「〇〇報告書 no. △」なんてのが本書名というのはザラです。時には、奥付だけにしかない「××報告 no. □」というのが本書名だったりします。選挙の記録なんてどこにも書いていないのに「選挙の記録」としたり。まるでしきたりの多い旧家にとついだ嫁といった感じ。「お姑さま今はそんな、書名になりにくいから注記にしようなんていっている時代じゃありませんわ」「二十四条家にいる限りこのしきたりにしたがっていただきますよ」な～んでシーンを思いうかべている私は変な司書かもしれません。(A)

### <珍しい例を一つ>

書名は「鼻行類」(ピコウルイ)、翻訳書です。サブタイトルに「新しく発見された哺乳類の構造と生活」とあります。風変りなタイトルにひかれ、ページを繰ってみました。それは既に絶滅した動物「鼻行類」についての動物学の本でした。図解入りで、何やら象のように長い鼻を数本地面につけて歩行している奇怪なイラストがありました。おかしな動物と思いながら、記述については書名から参考文献注記に至るまで、難なく書き終えました。

ところが、後日、新聞の書評欄を読んで驚きました。「鼻行類」というのは著者の作った空想の動物だったのです。序論やたくさんの専門用語、注、参考文献、あとがき等、その本全体がフィクションという訳です。あわてて、文献情報に関する注記「参考文献：p〇〇〇～〇〇〇」を削除しに(この部分もフィクションなのです!)、隣の図書整理課にとんで行きました。ちなみにNDC分類は944がついています。著者と表示されているハイアイアイダーウィーン研究所博物館教授ハラルト・シュテンプケ氏も当然架空の人物で、あとがきおよび作図と表示されているゲロルフ・シュタイナー氏が本当の著者でした。LCは原著(ドイツ語)の英訳に、参考文献を注記しさらに、Animals - Humor という件名もつけています。(I)

### <テートペーシュの連鎖反応>

「tête-bêche <趣題>テートペーシュの(ベアの切手が意図的に互いに反対向きに印刷された)」研究社新英和辞典

「テートペーシュ tête-bêche ある著作の本文が始まっている方を“表側”とすると、別の著作の本文が“裏側”から始まっている製本の一形式。すなわち天地が逆転しているため、本文は相互に転倒していることになる。このような図書は、通常、2以上の異なる著作や同一著作の異版を含む。inverted pagesと同義語。背合せ本も参照のこと。」ALA図書館情報学辞典(丸善)

記述というものは出版された図書に対して受け身で行う作業だからといって、記述しにくい本は出版するなと言うわけにもいかない。縦書きと横書きの組合せや本文と索引・付録などで、両側から始まる本(線対称)は結構ある。が、わざと裏表が全く点対称に作ってある図書が入ってきた時、注記をどうするかということが問題になった。そもそも一体こういう本は何と言うのか。さすが、26人も担当者がいると物知りがあり、「ふっふっふ、そういうのはテートペーシュと言うのだよ。」それで辞書を引いてみると上の通り。「でも洋書目録じゃないんだからそんな注記だめじゃない?」「ALAの辞書の翻訳がカタカナ語なんだからいいんだよ。ALAだって英語が無いから、フランス語を見出しにしたんだ。」「あなたしか知らない言葉じゃしょうがないわ。」「全国書誌に載れば普及するさ」てなわけで、仮に日本語で注記すればどうなるかという話になった。(第一の連鎖)

「裏無し本」「中裏本」「逆転本」「両表本」「本文は両側から始まっている」「本文が途中で逆転している」etc…。「目録規則に例があるんじゃない?」と誰かが言い出し、『日本目録規則1987年版』を見ると残念、「左右同一ページ付け」「片面印刷」「本文は裏白」の三つしかない。

しかし一番目はともかく、二番目と三番目はどう違うのだろうか？（第二の連鎖）

幸い館内には目録委員がいる。「さあ、どう違うのでしょうかねえ。分かりません。もしかして、二番目の例は片ページに何も印刷していないとき、三番目の例は頁付けだけが印刷してあるときに使うのかなあ。」「そんな注記に意味があるの？」（第三の連鎖）

「そもそもそんな本があるかしら？」（第四の連鎖）

「大体、何故こんな注記があるのか？」（第五の連鎖）

結論を急ぐと「おほん、それは第一の場合には本文の量が記述に表示された量の倍有り、第二、第三の場合には半分しかないから、それを利用者に知らせるわけです。」「なーんだそれなら、正確でさえあれば頁付けが右からだろうと左からだろうと両方からだろうと注記する必要ないんじゃない。」

なかなか勉強にはなりましたが、完成した記述には少しも反映しなかった一幕でした。（H）

### <目録あれこれ>

国内資料課では、様々な事務用の目録を利用しています。

書名目録はローマ字のABC順排列が50音順排列に変わって久しいのですが、シリーズ典拠ファイルは未だABC順なので、時々引くのにまごつきます。当館の模範となったLCでは、何語の目録カードも一本のローマ字順で排列していましたが、当館では早くから和書と洋書の目録を分けていました。それにしては、翻訳書の原著者を混排できるくらいの利点しかないのに、随分長くローマ字排列が続いたものです。もっとも、最近は和書なのにローマ字の書名を持った図書が増えていきますので先見の明があったのかなという気もしますが、事実、シリーズ典拠ファイルでは横文字のシリーズ名も混排されていて便利なこともあります。

前に洋書を担当していた私は、書名の冒頭のTheをとばして検索する癖があるため、カードを見つけてそこなって困ることがあります。英語の図書の場合にはTheで始まる書名が15パーセント位有り、これを排列の要素にしていたらTの所にみんな集まってしまうし、検索する方も定冠詞があったかどうかなど覚えていないのが普通なのでそれでよいわけです。逆に和書では「ザ・何とか」のザは記憶されますからそれもそれでよいのです。が、問題は両方を担当させられた当人に生じます。洋書を担当していたときも、LCの北米総合目録はドイツ語のウムラウトのある母音は後にEをつけて排列しているため、ウムラウトを無視して排列している当館の目録と両方を検索するときにはやはりまごつきました。また、ローマ字では、カナダはKanada、シリーズはSirizuですが、ついCanada、Seriesで引いてしまったりもしている新米です。

その他にも、重複調査で、使うことはめったにないのですが、帝国図書館の目録では「官庁、関東、会計、関税」などは「か」ではなく「く」の項で引かねばなりません。それに、これは目録のせいではなく引く方の資質の問題ですが、水文学を水がテーマの文学だと思っていたら、複本は見つかりません。

（S）

（収集部国内資料課）

## 「件名標目表」刊行のお知らせ

『国立国会図書館件名標目表 第5版』が刊行されることになりました。本書は、国立国会図書館が昭和23年（1948年）の開館以来平成3年（1991年）8月末までに使用した件名標目を収録したものです。書誌的事項は下記の通りで、12月に日本図書館協会から刊行される予定です。

本編1冊（全1,025頁）と分類体系順（NDLC順、NDC順）1冊（418頁）からなり、件名標目22,524件（参照記入を含む）が収録されています。

排列は、訓令式ローマ字排列です。

### 記

国立国会図書館件名標目表 第5版

発行：国立国会図書館

発売：日本図書館協会

ISBN：4-87582-286-3：¥18,000（2分冊セット予価）

### 問合せ先—国立国会図書館 03(3581)2331(代表)—

日本全国書誌……………	図書部図書整理課	(内) 3520
ジャパン・マーク……………	総務部情報処理課	(内) 2401
印刷カード……………	図書部図書整理課全国書誌係	(内) 3517
国立国会図書館蔵書目録……………	図書部書誌課	(内) 3601
書誌データの内容について		
記述……………	収集部国内資料課	(内) 3015
標目（著者・書名）……………	図書部図書整理課著者書名係	(内) 3524
標目（分類・件名）……………	図書部図書整理課分類件名係	(内) 3526
出版社の住所の照会について		
図書館から……………	図書館協力部国内協力課図書館サービス係	(内) 5115
民間から……………	収集部収集課納本調査係	(内) 3013

全国書誌通信（不定期刊）

No. 80 1991年11月28日発行

（『印刷カード通信』の改題）

編集・発行 国立国会図書館図書部図書整理課

〒100 東京都千代田区永田町1-10-1 ☎ 03(3581)2331(代)